

会 議 録

会議名 (付属機関等名)		第6回川西市立学校校区審議会	
事務局(担当課)		教育振興部学校教育室学務課	
開催日時		平成25年2月1日(金) 午後5時00分~	
開催場所		市役所4階 庁議室	
出席者	委員	末澤誠之、山内乾史、米川英樹、織田克巳、田中利彦、戸根庄司、田中麻子、中井成郷、真鍋由香里	
	その他		
	事務局	牛尾教育長、泉教育振興部長、船曳総務調整室長、中西学務課長、稲野学務課長補佐、山元学務課主査、尾屋学務課主査	
傍聴の可否		可	傍聴者数 1人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第		議事 (1) 校区外就学希望制度の運用状況について (2) その他	
会議結果		審議経過のとおり	

審 議 経 過

事務局	<p>ただ今から第6回川西市立学校校区審議会を開会いたします。開会に当たりまして、事務局で人事異動により新たに着任したものがおりますので、ご紹介いたします。</p> <p>～事務局紹介～</p>
会 長	<p>それでは、会長よりご挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>皆さんこんばんわ。今、政権が変わりまして、色々と動きも激しく、自民党政権に戻って、閣議決定されたものが全部覆されつつあるということで、非常に大きな変動を迎えているなと思っています。お隣の大阪も維新の会が政権をとって、非常に大きな変化が表れているということを聞いております。高校の問題だとか、あるいは校長の公募の問題だとか、色んなところですごく大きな変化があって、教育委員会の方々が日常のことがかなりできにくくなっているという状況をお聞きしました。やはり教育というものは、ばたばたしないで、10年先を見据えてやっていくということが本来の仕事の仕方だろうと思います。そういう意味で川西のこの校区審議会は将来を見据えて、皆さん真剣に議論していただいていたということで、非常に私自身もうれしく思っています。本日もどうぞよろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。それでは本日の議事進行につきまして、ここから会長にお願いいたします。</p>
会 長	<p>本日の議事は1件、これは毎年この時期になると行う議事でございますので、事務局から説明をお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>議事に先立ちまして、これまで議論いただいております、校区変更の答申の取り扱いについてご説明いたします。11月の審議会の後、文書でやり取りをさせていただきました。最終的には12月21日付けで答申をいただくことになりました。答申の内容につきまして、市議会への報告を行いまして、その後、市ホームページで公表しております。</p>
会 長	<p>この後の取り扱いですが、教育委員会が答申を尊重した形で意思決定を行いまして、その後、議会への報告を経て保護者、地域への説明を行っていきたいと考えております。</p> <p>答申では26年度の新入学者から施行ということでしたから、今年の9月、10月ぐらいまでの間に正式に決定されるということですね。既に議論は終わっていますので、プロセスとしてはそういう形になると思います。それでは校区外就学希望制度の運用状況についての資料の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>お手元に資料を3点お配りしております。</p> <p>はじめに、皆様ご存じだとは思いますが、制度の概要について、簡単にご説明いたします。</p> <p>本制度は、校区をめぐる問題解決を目的として、校区審議会でご議論いただき、平成17年度の新入学生から導入いたしました。本制度の特徴として、新1年生のみが対象であること、希望できる学校は隣接する校区の学校に限ること、希望理由は問わないが、人数に制限があることなどが挙げられます。</p> <p>それでは資料のご説明をいたします。資料1をご覧ください。</p> <p>資料1は平成25年度入学者の校区外就学申請状況を一覧にまとめたものです。</p> <p>1ページ目は小学校の状況です。まずは5%限度枠についての表の見方をご説明いたし</p>

ます。2段になっている表の上段をご覧ください。横方向、左から右へ順に追っていただきます。左端の行は「住所地による校区の学校」です。その隣「5%限度枠」は、校区の学校から隣接する学校へ出て行ける人数で、さらにその隣の「申請者」は実際に希望申請した人数を記載しております。真ん中の「希望校別申請状況」は、申請者を希望先の学校別に集計したもので、白抜きになっている部分が、希望できる学校となっています。「兄弟優先」は、兄または姉が既に本制度で希望先の学校へ在籍している申請者の人数で、この方たちについては、優先扱いとし5%限度枠の抽選からは除外されます。その隣「抽選対象者」は、「申請者」から「兄弟優先」を引いた人数です。次の「限度枠との差」は「5%限度枠」から「抽選対象者」を引いた人数で、ここがマイナスになれば抽選を行うということになります。一番右端は「抽選の有無」で、抽選になったかどうかを有り、無しで表示しています。また、申請者がいなかったところは、空白としております。

多田東小学校を例にしますと、5%限度枠は7人、つまり多田東小学校に入学予定の新1年生のうち、7人までは隣接の学校に出てもいいですよということです。そして実際に申請されたのが10人で、希望先の内訳は、多田小学校が4人、緑台小学校が6人でした。さらに右の方をみますと、兄弟優先の人が3人となっていますので、申請者10人から兄弟優先3人をマイナスしまして、抽選の対象となる人は7人になります。5%限度枠7人のところ抽選対象者が7人ですので、抽選はありませんでしたと、こういった見方となります。

次に受入枠についての表の見方です。下段の表をご覧ください。「受入枠」は各学校の受け入れ可能人数です。その下、「就学希望者数」は上段の希望校別申請状況の人数を集計したものです。この人数は、5%限度枠で抽選があった場合、落選者の人数が差し引かれますので、一致しないことがあります。今回小学校では5%限度枠に係る抽選がありませんでしたので、どの学校も人数は一致しております。その下、「受入枠との差」は「受入枠」から「就学希望者数」を引いた人数で、これがマイナスになりますと、抽選となりますが、どの学校も受入枠の範囲内でしたので、抽選はありませんでした。

2ページをご覧ください。こちらは中学校の申請状況の一覧表です。表の見方は小学校と同じです。中学校では多田中学校で、5%限度枠が16人のところに抽選対象者が19人となりましたので、抽選を実施しました。3名の方が落選ということになっております。

受入枠については、上段の希望校別申請状況の人数と就学希望者数が一致しない学校が2校あります。明峰中学校で申請9名に対して就学希望者が8名、緑台中学校で申請29名に対して就学希望者が27名となっており、これは5%限度枠の抽選でそれぞれの学校を希望した方が落選されたので、人数が一致していません。なお、受入枠に係る抽選はありませんでした。資料1については以上です。

会 長

毎年この数値について報告いただいておりますが、これは非常によくできた表で、5パーセント枠と受入枠の状況が一目でわかる表になっています。

今回、小学校は抽選がなく、中学校については多田中学校で抽選があり、3名の方が枠から外れるということがあったということです。抽選で外れた3名の方についても、今回は当選辞退などがあり、結果的に行くことができるように聞いておりますので、今年は全員の希望が叶ってよかったと思います。この資料についてはよろしいでしょうか。

～意見なし～

事務局	<p>それでは2つ目の説明をお願いします。</p> <p>資料2をご覧ください。校区外就学希望制度に関するアンケート結果でございます。これは、今後の制度運用の参考とするため、毎年、新1年生の保護者を対象に入学後、本制度についてのアンケートを実施しております、その結果をまとめたものです。1ページ目は小学校16校の結果を集計した表で、2ページから17ページまでが各小学校の結果表です。また、19ページは中学校7校の結果を集計した表で、20ページから26ページまでが各中学校の結果表です。</p> <p>結果については、小学校、中学校とも例年と同様の傾向となっております。</p> <p>誰の意思で申請をしましたかという質問に対しては、小学校では本人と保護者が話し合っただけ申請した方が最も多く、2番目に多かったのが保護者となっております。ただ、小学1年生ということをお考えすると、ほぼ保護者が決められたのではないかと思います。</p> <p>中学校では本人と保護者が話し合っただけという答えが最も多いのは小学校と同じですが、2番目が本人となっております。これをみると、中学進学の際には本人の意思が大きな比重を占めてくるのかなと感じます。</p> <p>申請されなかった方の理由は、ほとんどが「イ校区外の学校を希望する理由がないため」となっており、「ア当然校区の学校に行くものと考えているため」を合わせると90%以上を占めております。</p> <p>また、その他については、各学校の集計表の一番下に具体例を記載しております。資料2は以上です。</p>
会長	<p>資料2について、ご質問等ありましたらお伺いしますが、私から1点、小学校の集計表で、申請をしたと答えた人が32名、誰の意思かを合計すると27名で、一致していないのですが。</p>
事務局	<p>申請したと答えた方の中で、誰の意思かとの問いには無記載だった方がいたため、不一致となっております。</p>
会長	<p>中学校では逆の不一致になっているのは、二つ丸をした方がいらっしゃるということですかね。</p>
事務局	<p>そうです。質問の中では一つに丸をして下さいとされていたのですが、二つ丸をした方がいらっしゃいましたので、そのまま集計しております。</p>
会長	<p>この結果をどのように理解すればいいのかということですが、校区外就学を希望しなかった人で、5パーセント枠がなければ申請していたという方がいらっしゃって、ある意味で5パーセント枠が重石になっている、制約条件になっている、それは5パーセント枠を作った時の意図でもあるんですが、これがいいのかわかるともかくとして、ある程度枠が効いているという理解ができるのかなと思います。もし5パーセント枠がなければ申請が増えていた可能性があったということですね。</p>
副会長 事務局	<p>学校によってアンケートの回収率にかなりばらつきがあるようですが。</p> <p>このアンケートにつきましては、あくまでお願いということで、学校を通じて保護者に依頼しておりますので、単に出すのを忘れたといったことや、提出期限を過ぎてしまったため出さなかったといったことで、回収できなかったものがあったのではないかと思います。回収率のばらつきによって、全体の集計だけでは判断しにくい面もあると思いますので、今後、回収率が上がるような方法を検討したいと思います。</p>

委員	資料1の中学校の表で、校区外から緑台中学校に行く子どもが29名、緑台中学校から出る子どもが7名ですから、差し引き22名が5パーセント枠を使って、緑台中学校へ行くということですが、それで緑台中学校は、何人入学で何クラスになる見込みでしょうか。
事務局	手元に資料を持っておりませんので、細かな数字はわかりませんが、現状では100名前後で3クラスになる見込みです。
会長	全体としてクラスが増えたり減ったりしたということがあったのでしょうか。
事務局	今後、転入や転出などがありますので、最終的な学級数がどうなるかにつきましては、流動性がありますが、受入枠の設定については基本的に学級数が増えないように設定しておりますので、現時点で増えることはありません。ただし、校区外へ出る人数が校区外から入る人数を上回っている学校については、学級数が減る可能性はあります。大きく人数が減った学校はもちろん、人数減が少ない学校でも、学級数を決める人数のボーダーラインにある学校は、クラス数が減る可能性はあります。今、手持ちの資料がありませんので、申し訳ありませんが、具体的にお答えすることができません。
会長	過去からのトレンドを見ますと、去年は落ち着いていましたが、一昨年は非常に多かったように記憶しています。その時は特殊な事情と言いますか、クラブ活動の影響で人数が多かったかと思います。しかしながら、大体こういう形で、安定的な形で推移してきているのかなという感じがします。さらに、答申しました校区変更がありますと、より安定的な形に推移するのかなと、そういう将来図が考えられます。
副会長	アンケート結果の6ページ、川西北小学校のところで、その他の欄に校区外の申請ができない地区だったためとあるのは、これはいつ頃からどういう経緯でできたのでしょうか。
事務局	昭和60年頃からの話でして、地元とは話をしているんですが、なかなか前に進まない状況で、現在に至っております。
委員	以前に委員がおしゃっていた、自治会の揉め事のことですよ。
委員	保護者の声として、自治会の取り決めもわかるけれども、もう何十年も経っているので、もう一度検討していただくことはできないのでしょうかという声を耳にします。
会長	事務局から、もう少し詳しくご説明をお願いしますか。
事務局	昭和60年頃だったと記憶しておりますが、川西北小学校の校区である霞ヶ丘に、身体上の都合により川西北小学校への通学が困難だという子どもがいて、特別に桜が丘小学校への就学を認めた事例がありました。これは従来からある就学校変更の基準に照らして認めた事例でした。そういった事情で認めたのですが、場所としてはかなり桜が丘小学校に近いということもあり、あの人だけなぜ行けるのかという話が出てきて、最終的には自治会も巻き込んだ形になってしまいました。もちろん、自治会に問題があったということではなく、教育委員会が一定の歯止めなく認めてしまったという部分に原因がありまして、一度認めてしまうと断れないものですから、どんどん霞ヶ丘のお子さんが桜が丘小学校へと行って、じゃあどうするんだと、許可された方からすると、認められたじゃないかという話になりますし、距離的な問題もありましたし、そういったことで揉めて、結局、一部は桜が丘小学校にも行けませんが、一部は行けませんということになりました。今回の制度を導入するときに、これを機にということで、基本的には就学校を希望できるわけですので、制度上統一したいということで、調整を行ったんですが、解決できずに今まで残っているということです。

<p>会 長</p>	<p>今のお話は、校区外制度を検討したときにはでなかった話ですよ。この5パーセント枠を作るときの前提として、教育委員会で自由にできるような形はよくないので、制度的にきちっと決めて守りましょうということで制度が発足したという理解をしておったのですが、まだ残っていたということで、ある種の驚きをもって聞いていました。解決方法としては、他の地域で校区の再編成についての要望が出ていますので、それと同じように、その校区自身の線引きを変えていくという要望があって、それを正式に認めていくというのが形なのかもしれないし、そうでなければ5パーセント枠に収めると、それ以外のものを認めるということについては、制度の成り立ちからして少し歪なのではないかと私は思いました。</p>
<p>事務局</p>	<p>校区外制度を検討していただく時の校区審議会の中では、一般論として議論させていただいて、個別の問題については教育委員会の中の課題として捉えながら、調整していこうということで考えておりました。霞ヶ丘の件につきましては、地域、いわゆる自治会と教育委員会で覚え書きを交わしております、それを校区外制度をはじめにあって破棄できるかどうか、自治会からしますと、覚え書きを交わした限りは、制度を作ったからといって、勝手に破棄されるのは違うだろうということになりますし、教育委員会としましては、覚え書きを交わした限りにおいては、その有効性は認めるけれども、制度の趣旨にご理解くださいということをお願いしておりますが、校区外制度で一本化するということがなかなかできなかったという状況です。</p> <p>会長がおっしゃるように、時期を見てと言いますか、当然、教育委員会の課題として、将来的には校区の線引きも含めて整理するべきだとは考えております。その時期を見計らいながら、自治会との調整ができればと考えております。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。ちょっと釈然としない部分もありますが、本審議会の委員は教育委員会から委嘱されていますが、第三者機関的につくられているわけです。ですから、それは全体を拘束するものとしての理解しており、その部分を例外扱いするということではなくて、やはり審議会で決まったことについては、当然今まで扱われていたことについても、見直しの必要があるだろうということです。でないと、校区審議会はある一定の部分を聖域化した形でしかできないことになりまして、実際の制度の運営ができない可能性がありますので、会長の立場からしますと、けしからんということになると思いますが、教育委員会がかなり苦労されているのはわかりますので、ある段階で調整をしていただいて、全体の枠の中に収める努力をしていくということをお願いしたいと思います。ここで細かく議論するのは馴染まないのかもしれませんが、校区審議会の方針がかからないような所があるということ自体が課題かなと思いますので、是非、できるだけ早い段階で正常化していただければと思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>この制度ができてから、もう何年も経っていて、その間、この制度があるにも関わらず我慢してきた保護者、子どもがいてということは知っていただきたいですし、解決するのは難しいと思いますが、制度があって、他の地域の人たちは行けているのに、自分たちは行けない状態があることは知っていただいて、動いていただければと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>今のご発言は、5パーセント枠を利用できる保護者と、そうでないそうでない保護者と差があるのは問題だということですね。確かに公正の立場から言いますと、当然そういう議論がでできます。</p>

委員	<p>話題は変わりますが、アンケートの結果を見たときに、抽選という制度がなければ申請したかったという声が、小学校で9件、中学校で3件あります。小学校の9件のうち4件が多田小学校であれば1件ずつ、中学校は3件のうち2件が多田中学校になっています。他の学校が1件ないしは0件の中、多田小学校と多田中学校が目立っているというのはなぜかなと考えるんですが、そのあたり、事務局の方で今年に限らずこういう傾向があったのか、それはどうでしょうか。</p>
事務局	<p>今手元に去年以前の集計したものを持っておりませんので、お答えできませんが、この集計だけ見ますと、多田中学校は毎年申請が比較的多く、抽選になることが多い学校ですので、抽選に落ちると兄弟姉妹で別々の学校へ行く可能性があるのも、それを危惧された方が申請をしなかったということがあるのかなと思います。ただ、多田小学校については、特に抽選になることが多いということではありませんので、一概に多田中学校がそうだとは言いきれない部分もあり、詳細については、申し訳ありませんがわかりません。</p>
事務局	<p>正確なその方々の心情を把握してはおりませんが、校区という問題を考える時に、例えば、広さと、その広さに対する学校の位置、それと人口の偏り、様々なところで様々な状況がでてきます。多田中学校区というのは、かなり広い範囲でありながら、学校が校区の端にあります。抽選さえなければ近くの学校へ行きたいけれども、抽選で落ちて嫌々校区の学校へ行かされるという状況を子どもに作りたくないという心情が働きやすい状況にあるのかなということは、一定想像できると思います。</p> <p>しかし、どこの学校も同じかということ、例えば東谷中学校区ですと、結構積極的に緑台中学校への校区外就学の希望が出ています。特に電車に乗ってこなければならぬような、北陵小学校区からの緑台中学校への希望が多くなっています。同じような大規模校である東谷中学校と多田中学校でも、それぞれの学校が持っている状況によって違いはあると思いますが、心情的に抽選ということが作用していることは間違いないだろうと思います。</p> <p>それと、校区の見直しというのが避けて通れない状況も、今後出てくるだろうということは感じております。と言いますのが、やはり学校の生徒数の偏りというのが非常に大きくなってきている中で、今後それをどう是正していくのか、ところがこの切り分けというのも、これまでいただいている地域の支援と、新たに見直される線との間で利害関係も出てきますし、非常に難しい問題であり、どのタイミングでそれを引くのかというのは極めて高度な判断になってくるのかなと思っております。手を付けずに済むのであれば、それに越したことはありませんが、手を付けざるを得ないというのが正直なところです。</p>
会長	<p>校区の問題というのはどの教育委員会でも手を付けたくない問題だろうと思います。人数のアンバランスの問題と、全体として学校の数がこれでいいのかという問題も将来出てくる可能性もありますので、その辺のバランスかなと思います。ただ、これは校区審議会とは少し違う議論だろうと思いますので、我々としては与えられた学校に対してどういうふうに線引きをしていくのかということではしかないということだと思います。</p> <p>先だつての答申では三つの原則がうたわれていました。一つはそれぞれの学校の平等の問題、二番目は子どもの通学の安全の問題、三番目はコミュニティの関係という形で三つの要件がありまして、たぶんそれは今後とも校区を考えるときには出てくる問題だと思いますが、今日のところはこういったことを踏まえて、運用状況について報告をお聞きするということになるかと思っています。</p>

委員	<p>教育委員会は苦勞をして制度を立ち上げられたと思います。今でこそ安定していますけれど、校区が時代によって変遷するごとに凸凹ができて、その凸凹を解消したいという思いでの制度でもあったと思います。大方は解消できたけれども、その内の一つが残ってしまったと。まあ先達たちがいろんな思いで覚え書きを結ばれたというのは分かりますが、その覚え書きは半永久的に続くのかと言えば、そういうものでもないと思いますので、そういう意味では努力をしながらできる限り早い解消を願っております。</p>
会長	<p>また新たな課題が出てきましたが、それも含めて今後とも取り組んでいく必要があるだろうということを確認して、報告をお聞きしたという形をとらせていただいてよろしいでしょうか。</p>
	<p>～了承の声～</p> <p>ではそういうことで、第1議題については、もし追加的なことがあれば。</p>
事務局	<p>資料3のご説明がまだですので、ご説明させていただきます。資料3をご覧ください。これは先程ご説明しましたアンケートの中に、自由にご意見、感想を書いてくださいという枠を設けておりまして、そこに書かれた意見や感想を事務局で分類わけして集計したものです。1ページから4ページは小学校で書かれた意見・感想を分類別に件数で表示しています。5ページから16ページまでが学校別分類別の具体的な意見・感想です。同じく17ページから18ページは中学校で書かれた意見・感想の分類別件数、19ページから28ページが具体的な意見・感想となっております。</p> <p>小学校、中学校とも制度に賛成的な意見を書かれている方がほとんどでしたが、他には人数制限に関する意見を書かれている方も多くありましたが、学校の安定的運営を保つ必要があるという観点で人数制限を設けましたので、ある程度ご意見として出てくるのはやむを得ないのではないかと思います。資料の説明は以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。小学校、中学校とも大部分が賛成的な意見が多いということと、人数制限に関しての意見がある程度あり、それから反対意見あるいは不安についても少数ですがあったということです。100パーセントの賛成を得られればいいのですが、なかなかいけないところは残念なことです。しかし、これは一つの基準を設けてそれを貫くということでは、どうしても出てこざるを得ないのかなと思います。残念ですがそれをなるべく減らしていくというのが我々に課せられた任務だろうと思っております。何かこのことについて、ご意見ご感想があればお願いします。</p>
委員	<p>一つだけ教えてください。校区の見直し等に関する意見・感想というのが4件ありますが、数字からすれば非常に少ない意見なんですが、その4件は、加茂小学校、川西北小学校、多田東小学校、牧の台小学校で、具体的に、特別な地区が今あがっているのでしょうか。何もあがってなくて、個人的に書かれているということであれば、そこまで気にすることはないのかもしれませんが。</p>
事務局	<p>特に教育委員会に要望として出されていたり、お聞きしているようなことは現在ありません。校区の中心に学校がない地域がありますので、やはり校区境に対する意識と言いますか、近くに学校があるのに遠くに行かなければいけない、それを解決する目的でこの制度ができたのですが、そこに住んでいる方がそういう思いを持たれて、意見として書かれたのかなと思います。</p>
会長	<p>この校区外就学希望制度は今年で何年になりましたか。</p>

事務局 会 長	平成17年度の入学者からですので、平成25年度の入学者まで含めると、9年です。 5年ごとに制度検証がありましたよね、今回、校区の線引きということで議論しましたが、それはこの制度とは関わりなく、校区の線引き自体が一つの議案としてあったということで、校区外制度の検証については、今までに2回やりましたよね。
事務局 会 長	3年目と5年目の時に制度の検証をしていただきました。 そうすると次に議論をするのは10年目が終わった後ですね。それでは改めまして、この件について報告をお聞きしたということによろしいでしょうか。
事務局	～了承の声～ それでは議事(2)のその他について、これは日程についてですかね、事務局お願いします。 いつもであれば、次回の日程についてここでお決めいただくところですが、今のところ、来年の今頃に校区外就学の報告をさせていただく予定をしております。その前に委員の皆さんの任期が6月末で満了いたしますので、7月以降に事務局からご案内を差し上げたいと思います。
会 長	それではこれもちまして、第6回川西市立学校校区審議会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。